

消費税率引上げ及び印紙税法改正に伴う 各種手数料改定のお知らせ

この度の消費税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に変更され実施されることになりました。

これにともない、消費税が課税される全ての手数料等につきましても新消費税率（8%）を適用させていただきます。

また、「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲拡大に伴い、振込手数料区分「3万円未満・以上」から「5万円未満・以上」へ変更（※1）させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、現在お客さまの口座から自動引き落としさせていただいている手数料等につきましても同様とさせていただきます。

皆さまのご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

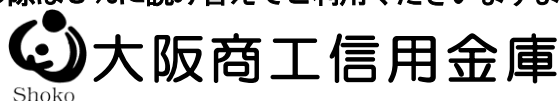
また、ご不明な点など、詳しくは窓口におたずねください。

（※1）「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が現在の3万円未満から5万円未満に拡大されます。弊金庫の振込手数料区分につきまして現在の「3万円未満・以上」から「5万円未満・以上」に変更致します。

したがいまして、今後、振込金額3万円以上5万円未満の振込手数料金額につきましてはご注意くださいようお願い申し上げます。

お願い

4月1日以降もパンフレット、商品の説明書等には従来の5%のものがお手もとに届く場合もあるかと存じますが、その際は8%に読み替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。



Shoko

<http://www.osaka-shoko.co.jp/>